
酒田市 地域おこし協力隊 募集要項

1 募集対象

- (1) 任用の日現在で、年齢がおおむね 20 歳以上の方
- (2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域を除く）に在住し、任用後に酒田市の活動地域に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- (3) 心身が健康で、かつ地域住民とともに地域づくり活動に取り組む意欲・情熱を持っている方
- (4) 普通自動車運転免許を有する方（A T 限定可）
- (5) 一般的なパソコン操作ができる方（インターネット、ワード、エクセル、パワーポイント）
- (6) 土日祝日の勤務（行事参加等）や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (7) 任期終了後も酒田市に定住し、就業・起業する意欲のある方
- (8) 地方公務員法第 16 条の欠格事項に該当しない方

2 活動地域及び募集人数

- 松山地域【松嶺地区】 募集 1 名

3 勤務地（居住地）

勤務地：松山地域【松嶺地区】・・・活動拠点は、松嶺コミュニティセンター

※地域おこし協力隊の住所要件を満たす地域への転入であれば基本自由に物件を選択いただけますが、居住物件を地域で準備することも可能です。

4 業務（ミッション）内容

地域コミュニティに必要な場や機能を検討し、賑わいの創出を目指していただきます。

- (1) 食料品小売店跡地を活用した複合施設の立ち上げに係る業務

- ①地域内外のニーズ調査
- ②事業者と連携したエリア活性化イベントの実施
- ③イベントのフォローアップ
- ④調査やイベントで得たニーズを基にした複合施設の企画立案
- ⑤広報・プロモーション活動（Web、SNS、メディア誘致等）

- (2) その他、市の地域活性化に係る業務

※その他、業務関係なく以下の取り組みを推進していただきます。

- ①地域行事等コミュニティ活動支援
- ②市内各種団体の活動支援
- ③その他地域の活性化に必要な活動

④地域住民との連携活動

5 勤務条件

(1) 報酬

月額 210,000 円（期末・勤勉手当が 6 月と 12 月にあります。）

※参考：年収 350 万円程度

(2) 勤務日数

原則として週 5 日

(3) 勤務時間

1 週当たりの目安を 30 時間以内とし勤務を割り振る

※原則として、夜間、土日等の勤務は、週の勤務時間内で調整することとし時間外は発生しません。

(4) 待遇

活動経費として活動に応じ、以下を支給します

活動経費の種類	金額等
1 カ月あたりの家賃	上限 40,000 円
住宅の初期費用(敷金を除く)	上限 80,000 円
1 カ月あたりの車両費	【リースの場合】 上限 30,000 円+ガソリン代として 1 キロ 15 円(上限 10,000 円) 【自家用車の場合】 1 キロ 37 円×業務により使用した距離数(上限 40,000 円)
パソコン	原則市が指定したパソコンを隊員が賃貸借契約 原則年額 300,000 円 ※ミッション等により当該金額によらないものについては要相談
1 か月あたりの通信費	上限 3,000 円
その他	研修等参加のための旅費、消耗品については上記の活動経費の支給額により調整

※引越しに必要な経費、光熱水費、生活用品等については隊員負担とします。

(5) 福利厚生等

- ・健康保険・介護保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。
- ・採用日に応じた日数の年次有給休暇、その他特別休暇が付与されます。

(6) 退任後

任期 3 年目又は退任から 1 年以内に起業等する場合に、補助する制度（上限 1 0 0 万円）があります。

6 雇用形態及び活動期間

- (1) 酒田市の非常勤職員（会計年度任用職員）として酒田市長が任用（採用）します。
- (2) 任期は、任用の日から同年度の3月31日までとします。
ただし、最長で3年間まで延長が可能です。
※従事の開始について：採用内定後、現職の退職手続等の理由により、任用開始日を調整可能な場合がありますので、ご相談ください。
- (3) 翌年度以降の任用については、双方協議の上、その都度選考を実施し、市が判断します。
- (4) 服務については、地方公務員法が適用され、政治活動禁止、信用失墜行為の禁止、守秘義務などが課されます。隊員としてふさわしくないと市が判断した場合は、任用期間中であってもその職を免ずることができるものとします。（地方公務員法第28条及び第29条の適用）

7 応募手続き

- (1) 応募受付期間
随時
※郵送で受け付け、提出された書類は返却しません。
- (2) 提出書類
応募用紙（酒田市公式ホームページからダウンロードしてください）
- (3) 申し込み・お問い合わせ先
〒998-8540 山形県酒田市本町2丁目2番45号
酒田市役所 市長公室 宛
電話：0234-26-5768 F A X：0234-26-3688 E-mail：iju@city.sakata.lg.jp

8 選考の流れ

- (1) 第1次選考（書類審査）
受付期間終了後1～2週間を目処に結果を応募者全員に文書等で通知します。
- (2) 第2次選考（面接）
第1次選考後、面接を酒田市で行い、結果は面接後文書等で通知します。なお、第2次選考に要する交通費等は自己負担となります。
選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

9 注意事項

住民票の異動は、必ず任用の日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると募集対象外となり、採用取消となる場合があります。

募集は、本市の予算成立を前提に行うものですので、予算の成立内容によって今後募集内容が変更になる場合があります。予めご了承ください。

